

●香川県議会告示第1号

香川県議会政務調査費交付規程を次のように定める。

平成20年3月25日

香川県議会議長 尾崎道広

香川県議会政務調査費交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県議会政務調査費交付条例（平成13年香川県条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事への通知)

第2条 条例第4条第1項の規定による通知は、様式第1号により行うものとし、同条第2項の規定による通知は、様式第2号により行うものとする。

(政務調査費請求書)

第3条 条例第6条第1項の規定による請求は、政務調査費請求書（様式第3号）により行うものとする。

(政務調査費の使途基準)

第4条 条例第7条の使途基準は、別表のとおりとする。

(収支報告書及び領収書等の写しの提出)

第5条 条例第8条第1項の収支報告書は、様式第4号によるものとし、同項の領収書等の写しに支出の目的等を記載し、これを別表の左欄に掲げる項目の区分ごとに分けて、当該収支報告書に添えて提出するものとする。

(収支報告書等の閲覧)

第6条 条例第11条第2項の収支報告書等（以下「収支報告書等」という。）の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

- 2 収支報告書等の閲覧を請求しようとする者は、閲覧請求書（様式第5号）を議長に提出しなければならない。
- 3 収支報告書等の閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。
- 4 収支報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

- 5 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 6 議長は、第2項から前項までの規定に違反する者に対して、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

項 目	内 容
調 査 費	香川県政に関する調査に要する経費 (交通費、宿泊費、調査委託費等)
研 修 費	研修会及び講演会の開催に要する経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会等への参加に要する経費 (会場借上費、機材借上費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)
会 議 費	各種会議の開催に要する経費 (会場借上費、機材借上費、資料印刷費等)
資料作成費	調査研究に必要な資料の作成に要する経費 (印刷・製本費、原稿料等)
資料購入費	調査研究に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料等)
広聴広報費	議会活動及び香川県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費 (広報紙等印刷費、送料、交通費等)
事 務 所 費	調査研究に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所の賃借料、管理運営費等)
事 務 費	調査研究に係る事務に要する経費 (事務用品等購入費、通信費等)
人 件 費	調査研究を補助する職員の雇用に要する経費 (給料、賃金、手当、社会保険料等)

年 月 日

香川県知事 殿

香川県議会議長

印

政務調査費の交付を受ける議員について

香川県議会政務調査費交付条例第4条第1項の規定により、政務調査費の交付を受ける議員について、別紙のとおり通知します。

年 月 日

香川県知事 殿

香川県議会議長

印

政務調査費の交付を受ける議員の異動について

香川県議会政務調査費交付条例第4条第2項の規定により、政務調査費の交付を受ける議員の異動について、次のとおり通知します。

議員氏名	異動年月日	異動事由

政務調査費請求書

年 月 日

香川県知事 殿

議員名



香川県議会政務調査費交付条例第6条第1項の規定により、次のとおり政務調査費を請求します。

- 1 金 円
ただし、年 月～ 年 月の 月分
- 2 支払の方法

収支報告書

年 月 日

香川県議会議長 殿

議員名



香川県議会政務調査費交付条例第8条第1項（第2項）の規定により、別紙のとおり 年度における政務調査費に係る収入及び支出について報告します。

年度政務調査費収支報告

議員名 _____

1 収支の状況

(単位:円)

項 目		金 額	主 な 内 訳
収 入	政務調査費		
支 出	調 査 費		
	研 修 費		
	会 議 費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広聴広報費		
	事務所費		
	事 務 費		
	人 件 費		
	支出合計		
残 余			

2 政務調査活動の実施状況

政務調査活動の名称等	主 な 内 容

閲覧請求書

年 月 日

香川県議会議長 殿

請求者 住所

氏名

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

香川県議会政務調査費交付条例第11条第2項の規定により、次のとおり政務調査費の収支報告書等の閲覧を請求します。

議 員 名	
閲覧する収支 報告書等の年度	